

A651
123

一般軍縮會議に就き

国立国会図書館



• 0056179000 •

0056179-000

A651-123

一般軍縮會議に就き

海軍省

1932

AJB

AC51
123

昭和七年二月

(印刷代書)

一般軍縮會議に就き

海軍省

A657
123

3.91.1



1028451

一般軍縮會議に就き

一 既存條約と帝國海軍

曰く華府會議。曰く壽府會議。曰く倫敦會議。其の掲ぐるところの標幟は孰れも正義人道に基く、世界の平和、國民負擔の輕減ならざるはなしであつた。しかし眞に、此等會議の動機が、果して茲に在つたであらうか。これは誰でも直に肯定は出來ぬであらう。眞の動機は、純然たる、世界の平和でなく、國民負擔の輕減を期しながら、己れ優位を獲得せんとする、一二強國の、政策遂行の方便であるといふも過言ではあるまい。眞に世界平和の爲めであるならば、何を以てか比率を云爲する必要があるか。少くとも、列國平等の觀念に基き、他國を進攻し得ざる範圍内に於て、相互に制限縮少を行ひ、此の制限範圍内に於て、幾何程度の兵力を充實するや

は、これこそ各國の国力、国情に應じて、實行するを理想としなくてはならぬ。然るに、事實はどうであるか。華府條約に於ては、現有勢力を基礎とせる、主力艦、航空母艦の比率を規定して、他國に強制し、然かも、自己に不利と見れば、現有勢力等云々することなく、壽府會議、倫敦會議に於ては、此の比率を他種艦艇に迄及ばさむとしたのである。此の一事を以てしても、是れ明かに、一二強國が、自國政策の遂行に便したものと云ふも過言ではあるまい。各國々情の相違に基き、必ず保有兵力量にも、大小を生ずべきであるといふ考へ、即ち、英國が世界の全海面に亘り、其の屬領を有し、従つて、此等に對する交通線擁護の爲め、特に大なる海軍力を要求せざるべからずと爲す如きは、半面の理由は認むるも、兵力の集中は、用兵上の理想であり、且つ發達せる現代の通信機關、或は水上艦艇の増進されたる速力航續力、それにも増して、近時異數の發達を爲せる軍用航空機の出現を見る時、此の半面の理由にのみ立脚して、軍備制限縮少を、行はむとするは、今日適當なる措

置とはいひ得ない。軍縮會議の裏面に備く、列強政策に關する事は、姑く之れを舍き、此の如く會議の眞意が眞の平和に對する要望を離れ、且つ軍備を對象として行はるゝ以上、之れを議するに當り、用兵上の根據に基く、國防安全の觀念が主なる基礎とならねばならぬといふことは、餘りにも明かなる事實である。歐洲の一部に安全保障を先決問題とせざるべからずといふ意見が、強硬に唱へらるゝも、亦故なしとせざるのである。然らば華府條約による主力艦、航空母艦の對米六割の比率は果して帝國々防に對し、安全なりといひ得るのであらうか。これは、誰でも先づ懐く疑問に相違ない。此の比率で一體帝國海軍は、用兵上國防安全の確信を有するのであるか。素人の考へにしたところで、數に於て已に敵に一籌を輸するもの、假令楠氏、孔明の奇策を藏するも、勝を制することは、容易でない。當時、我國力之れを許し、諸種の情況之れを許すものがあつたならば、敢て此の比率を甘受しなかつたであらうことは、誰でも肯肯し得るのである。然るに、四國の情況より、之れを

我慢したのは、一は守勢作戦を基調とせる、兵數以外の各般に亘る兵術的要素並に補助艦保有量制限なしといふことを考慮に入れ、又一には、防備制限に関する一項を條約中に加ふることに依り、これならば、五分々々の戦が出来るといふ確信が付いたので、これを最後の考へとして、會議を成立させたのである。然しながら、最早最良の防禦は攻撃にありとか、或は一步進んで、國防の第一線は敵國沿岸にありといふが如き、兵術上の鐵則は、帝國々防に於ては、これが充分なる戰略的適用價値を減じたことは、忘れてはならぬ。自來帝國海軍は、如何にして此の寡勢を以て敵の衆に當るべきか、造次顧沛も、此の事が念頭を去らず、其の研究訓練は、實に慘憺たる苦辛の連続であり、今尙ほ然るのである。毎年艦隊、其の他の部隊に於て生ずる、數件の航空關係者の殉職、或は驅逐艦、潜水艦の觸衝事件、特に先年美保國事件として、今尙ほ世人の耳底に残る、驅逐艦巡洋艦の夜間衝突の如き、讀者は單なる不注意より惹起した事と見てはならぬ。一として、帝國海軍將士の、胸底に

潜める、壯烈なる覺悟の發露の一端ならざるはなき事を忘れてはならぬのである。此の如き次第であるから、勿論今後防備制限條項が撤廢されるか、或は主力艦航空母艦保有量に變化を生ずる様な事態が惹起したならば、此の比率は當然變更されなければならぬのである。借て、華府會議に於ては、補助艦に關しては主として佛國の強硬なる態度により、單に其の型式を規定したのみであつたが、之が保有量の制限に至つては當然其の後にいづれ行はれなければならぬ問題であつた。即ち一九二七年（昭和二年）の華府會議及び一九三〇年（昭和五年）の倫敦會議となつて、論議されるに至つたのである。華府會議は英、米、二國が各々其の主張を固持して譲らず遂に決裂に至つたが、倫敦會議は、遂に成立を見たのである。當時帝國海軍は、讀者諸君も知悉の如く、所謂三大原則を標榜し、具體的に、我が正義に基ける態度を表明し、正々堂々、其主張を列國の間に問ふたのであつた。其経緯に關しては、今更ら茲に贅言を要しないと思ふ。然れども、其の主張に對し、遂に満足なる成果を

結ぶ事が出来なかつた。即ち八吋巡洋艦、及び潜水艦保有量に就き、譲歩を餘儀なくされた。これは當時の首席全權等も言明した如く、暫定的なるが故に我慢したので、長期に亘り効力を發生するならば、国防上不安を感ずるは申す迄もない。乃ち一方、一九三六年以後に於ける條約の効果に對しては、更めて會議を開く事として會議を成立せしめたのである。勿論これにより、其の主張を變更した譯ではない。前にも述べた如く、帝國は進んで、他國を攻撃する等の意志は毫もなく、只管、守勢作戰に依り、他國の侵攻に備へて、五分々々の戦ひをやるといふ、最後の主張を正直に表明したのである。元來帝國海軍軍備の基調は、西部太平洋に於て、他國の持ち來し得る海軍力に、對抗し得るといふ事であるので、毫も進攻的の意味はなく換言せば帝國の沿海に於て、來航する敵艦隊に對し、守勢作戰を行ひ、依て以て國土を防衛せんとするのである。然し、茲に、特に讀者の注意を喚起し度いのは、守勢作戰といふ事を、誤解してはならぬ事である。守勢作戰とは、敵が我軍に決戦を

仕掛けて來る迄、何もせず、手を束ねて待つて居る謂では決してない。此の如きことをしたならば、守勢作戰の利點を活用する等のことは微塵も出來ぬのみならず、敗ける爲に、戦ふ様なものである。守勢作戰の利點を活用し、我が寡勢を驅つて、能く衆敵に當り、思ふ存分これを活動せしむる爲には、相當に早期より、敵情を詳細に偵知し、場合によつては、局所々々に於て、決戦に至る迄の豫備的戦闘を、實施しなければならぬのである。然かも、其の活動の舞臺が、歐洲戦争に於ける、北海の如き狭少なる區域であるならば、大した事はないが、何しろ帝國海軍は、廣表數千裡に亘る、太平洋を其の作戰の舞臺として居るのである。而して、此等敵情の偵知に任じ、或は局部的戦闘に従事しなければならぬのは、皆大小巡洋艦、驅逐艦潜水艦、飛行機等である。されば守勢作戰なるが故に、主力艦、航空母艦の對米六割比率を承諾したと同様の理由を以て、これ等補助艦比率をも同様に仕様とするが如きは、元々謂れなきことで、帝國に取つては、眞に迷惑至極の申出で、到底承

認し得ざるところである。帝國が倫敦會議に於て、あく迄主張を固持したのは、至當の事であらねばならぬ。もと／＼當時補助艦總括七割、大巡七割、潜水艦自主的保有量七萬八千噸といつたことすら、見様によつては、頗る遠慮し過ぎた主張と言はなければならぬ。さればこれ等に就いては、一項と雖も後へ引く事は出来ぬのである。然るに事志と違ひ、潜水艦は約五萬三千噸、大巡は對米六割強といふことになり、我が要求を充足し得ない結果となつたので、海軍としては、此の儘では、安全なる國防計畫が樹て難くなつたことは當り前である。條約の成立も、此の作戰上の缺陷補填の對策に關し、多大の苦慮を拂つた結果と、且つ、此の條約が、一九三六年迄の暫定的のものであり、而かも、それ迄は米の大巡は全部完成せぬといふ事情もあるので、それ以後は、更めて白紙に立ち返り、各國の間に協定を行ふといふので、出来たのである。故に一九三六年末に於ける、兵力に關する協定であるからそれ迄は、何とか一時的手段を講じ得る譯であるが、此の協定が、それ以後に永續

する様では、帝國海軍としては、萬難を排して、これを阻止しなければならぬ。これ等の事情を考へる時、帝國として倫敦會議當時の主張、否本來の主張に向つて、協定の改善に、全力を盡すべきは當り前の事である。

以上は、帝國海軍が、既存條約の存在により、如何に苦辛を重ねつゝありやといふことの、一端を述べた次第である。勿論、如何に兵力量が僅少でも、一旦緩急ある場合、陛下の御命令により、必勝の策を樹て、國防の大任を果たす爲には、何等遠慮するところはないのであるが、然し物の計畫を樹てる時には雙方の兵力量等は、最も周密に考慮しなくてはならぬ問題であるから、斯く述べる次第である。

二 航空軍備の制限縮少

今次開かるゝ一般軍縮會議に於て、如何なることが、議せらるゝかに關しては、後段に述べることとして、茲には叙述の都合上、海、陸、空の三軍に亘つて、論議

されるところを述べ置く。而して、陸軍並に陸軍航空に關しては、これを省き、海軍航空に關し一言せんに、華府條約に於ては、御承知の如く、航空母艦の保有量を協定したのみで、航空機自体に關しては、何等觸るゝところはなかつた。また、其の後の壽府會議、倫敦會議も等しく、母艦に就ては論議されたが、航空機自体には、何等手を着けるところはなかつたのである。然しながら、今回會議を主宰する、國際聯盟に於ては、相當早くから、これに關し論議せられ、今回は、兎に角、條約案の一項目として、制限を實施せんとするに至つたのである。從來空軍々縮が論議された時も、さうであり、今回の會議に於ても、恐らくさうであらうと豫想さるゝことは、空軍々縮といふことは、概念的には、他種軍備と同様制限せられまた他種軍備と關聯して、制限すべきである。然らざれば、一般軍備制限の、眞の意義を成さないからである。然しながら、一度航空軍備の制限縮少を實現せんとするとき、其處には、多大の難點が見出されるのである。凡そ、航空機たるや、これ

を軍事に使用すれば、偵察に攻撃に、他種軍備の到底企及し能はざる能力を發揮し見様によつては、最も恐怖すべき侵略的兵器となるのであるが、一度これを平和的事業に使用すれば、交通に、通信に、産業に、將又救難用に、これまた絶大の威力を發揮して、世界文化の向上融合に貢獻するところ多大のものがある。然り而して軍用商用兩航空機が、其の性能上、確然たる相違があつて、彼此融通が不可能であれば、問題は起らぬのであるが、事實さうでないから問題が起る。軍用航空機を、平時如何様に制限縮少するとも、戰時商用航空機を、直に軍用に轉用することは、比較的容易である爲め、軍備制限縮少の眞意を徹底せしむる事は望み得られない。次に、如何に平時軍用航空機を制限縮少するとも、其國の航空工業力の盛なる時は戰時多數軍用機の急速整備は、他種軍備に比べて容易である。これ等のことを考へると、空軍の制限縮少は、これを實施する爲には、自然商用航空機並に航空工業力迄、手を着けねば、眞の制限縮少を行ふことは不可能である。これを目を變へて見

れば、民間航空盛ならず、且つ航空工業力微弱なる國が、輕々に、航空軍備の制限縮少を行ふことは、一朝有事の際、國防上由々敷き缺陷を招來するといふことである。加ふるに航空兵力は、戦近其の發達を見たるもので、海洋戦闘、特に艦隊戦闘に於ける經驗は、列國とも殆ど有して居らぬといふも、差支へなき有様である。従つて帝國海軍としても、他種艦艇の如く、七割あれば守勢作戰の遂行に充分なり等のことは、輕々に斷定は出來ぬ。矢張り、兵術上の一般法則に準據して、少くとも決戰場裡に於ては、敵の同種兵力と、同等以上を保有するといふことが、軍備充實の大體の目安と見なければならぬ。而して帝國海軍の航空兵力たるや、列強に比し出發に於て非常に立ち遅れ、目下極力充實中に屬するもので、現有勢力に於ては、英、米、佛、伊等に比し比較にならぬ程劣つて居る。加ふるに民間航空に至つては更に寒心に堪へないものがある。故に航空兵力の制限縮少等に関しては、餘程慎重なる考慮を拂はなくては、悔を千載に遺すことゝなるのである。

三 今次の一般軍縮會議開催迄の経緯

國際聯盟に於ける軍縮事業は、一九二五年九月の聯盟總會に於て、軍縮條約案を作成する爲めに、軍縮準備委員會を組織され、其の第一回を、一九二六年五月、第二回を同年九月に開いたのであるが、單に理論的研究とでもいふべきものを行つたに過ぎず、實際的には、甚だ距離遠き感があつたのである。一九二七年三月には、第三回會議を開き、此の會議に於ては、英、佛兩國より、各々條約案を出し、これを基礎として、兎に角、一つの條約案を作成したのである。然るに、一九二七年六月、海軍問題に關し、聯盟を離れて、實際的に主要國間に於ける兵力量を制限する目的を以つて、壽府に於て日、英、米三國會議が開かれた。これは御承知の如く、英、米二國が、各々自己の主張を取つて下らず、遂に決裂を見るに至つたのであるが、これに引き續き英佛間に一つの海軍協定が成立せむとした。然し、これは米國

の一蹴するところとなり、軍縮も此の爲め一頓挫を來したのである。其の後、第四回、第五回と、會議はあつたが、一向軍縮事業の進捗に、其の曙光すら認めることが出来なかつた。一九二八年の聯盟總會に於て、各國代表は軍縮事業の進捗せざることを論難し、準備委員會の開催を迫つたので、兎も角も一九二九年四月に第六回の會議を開いた處、この會議の劈頭、米國代表「ヤブソン」氏は、米國が陸軍問題に關しては、他國の協定するところに委し、専ら海軍問題に力を用ひて、不戰條約を尊重し、制限に止らず、全艦種に亘り、縮少を行はんとする態度を表明し、軍縮實行に對し、列國が協力せんことを慫慂し、當時の新大統領「フーバー」氏の、對軍縮態度を明かにすると同時に、從來固執して居た自國の主張を緩和し、他國の主張を容るゝの餘地あるを示したので、混沌たりし軍縮事業の前途に、光明を認むるに至つたのである。加ふるに同年五月、英國に於ては、労働黨内閣成立し、海軍問題の解決に絶好の機會が到來した。乃ち英首相の渡米となり、次で一九三〇年一月、倫

敦海軍會議の開催となつたのである。倫敦會議は、日、英、米、佛、伊の五國會議であつたが、肝心の兵力量に關しては、日、英、米三ヶ國だけの協定となつたのであるが、從來根本に於て意見の相違があつた制限方式等に就き、意見が一致したので、倫敦條約の成立の結果、國際聯盟の軍縮事業は、大に活氣を呈することとなり準備委員會を第六回會議の繼續として、一九三〇年十一月開催し、此の會議に於ては、各國互讓妥協の精神を以て、一氣呵成に、條約案作成を完了したのである。かくて、茲に、五ヶ年に亘る委員會の事業終り、各國の保留事項を附したる儘、理事會に報告し、昨一九三一年春の理事會に於て、これを採擇したのである。

四 條約案の内容

條約案は前後六編より成つて居る、其の大意は、第一編は人員の制限である。

陸、海、空軍、及び軍隊的組織團體に於ける人員を、各別に、日割平均人員を以

て制限し、尙ほ徴兵制度に依る服役期間を限定する。

(註) $\frac{\text{日本平均人員} \times \text{總務人員} \times \text{一年間ノ總務日數}}{\text{一年ノ總日數}}$

第二編は、機材の制限で、陸、海、空軍の三つに別ち、

陸軍に就ては、

軍用機材の維持購入及び製造を、毎年の經費に依つて制限せんとする、

海軍に就ては、

各國艦船の總量、及び艦種別に区分したる量を記入する爲めの表を設け、又小海軍國に對しては、特に艦種間の融通の規定を設けたる外、倫敦海軍條約の條項を、殆ど全部に亘り踏襲して居るが、兵力に關する數量は、少しも示して居ないのは勿論である。尙ほこれ等機材の直接制限の外に、陸軍機材と同様經費を以てする、機材の間接制限を爲すことゝなつて居る。

空軍に就ては、

飛行機は機數及び馬力に依り、飛行船は隻數總馬力及び總容量に依り制限する第三編は、豫算の制限で、

陸、海、空軍並びに各軍歐的組織團體の、毎年の經費總額を以て制限せんとするのである。

第四編は、報道の交換で、

毎年條約に依り、制限せられたる事項に對し、互に報道を交換する規定になつて居る。

第五編は、化學兵器のことで、

毒瓦斯とか「バクテリア」を、戰爭に使用せざることを規定し、

第六編は、一般規定で、

常設軍縮委員會の構成任務、

除外例の規定

最終草案の手續、

尙ほ最終規定として、批准有効期間等の規定である。

一八

五 今次會議に於ける審査の基礎案たる條約案 と軍備現狀通報

前述の如き経緯を以て、右内容の如き條約案が出来上り、これを會議に於ける、審査の基礎とするのであるが、勿論、これは、本案の起草に、參與せる二十數ヶ國が、滿場一致で可決したものでなく、英國は、本案全體に反對し、最終會議に於て自國の立案を提出するの權利を保留し、獨逸は、二十ヶ條の反對、又は保留を爲し、其他の各國も、全部で五十數ヶ條の保留を爲して居る。故に、條約案自體の決定すら、容易なことでない。而して、愈々會議となれば、右に述べた如く、一番肝心の空欄となつて居る數字を、決定しなければならず、又陸軍總軍に關しては、制隊と

いふことは、初めてのことであるから、相當困難の伴ふことは、覺悟しなければならぬ。特に、海軍に關しては、已に外廓が出来上つて居るから、後は樂であらうとか、甚しきに至つては、華府條約倫敦條約で、既に内容に關しても、見當が附いて居るから等と、考へることは、大間違ひであつて、既存條約がある爲め、特に審判を要する次第で、これに就ては後で更に述べることにする。陸軍空軍に關しては、最初の會議であるから、充分慎重を要することは申す迄もない。新様な譯で、列國それぞれ相當意見が出るであらう。其處で、會議の事務的進捗を計る一手段として、昨昭和六年二月國際聯盟事務總長より、各國の軍備現狀を、提出せられ度き旨申出があり、同年五月の理事會に於て、其の提出期日を、同年九月十五日と決定したのであるが、米國は、列國に率先して、六月六日に通報し、續いて各國も各々通報するに至つた。今主要各國の數字を比較すると次の如くである。

主要各國公表人員の比較

| 國名 | 日 | 米 | 英 | 佛 | 伊 |
|-----------|-----------------------------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 海軍總人員 | 八、一九九 | 二〇九、八八六 | 六六、〇四三 | 五八、八三三 | 三一、三三六 |
| 航空關係人員 | 九、八七七 (陸軍六、九四四)(海軍二、九三三) | 二四、一六九 | 三〇、二一八 (空軍) | 四三、五三四 (空軍) | 三三、一九三 (空軍) |
| 航空ヲ除キタルモノ | 六、二二〇 | 五、七七七 | — | — | — |
| 法定海軍總人員 | 二八、〇三六 | 一七六、一三三 | — | — | — |

主要各國海軍公表機材比較表 (噸)

| 國名 | 日 | 米 | 英 | 佛 | 伊 |
|----------|---------|-----------|-----------|---------|---------|
| 制限内艦艇總噸數 | 八五〇、三三八 | 一、三二一、八〇〇 | 一、三三〇、三三七 | 六三八、六〇三 | 四九六、八七七 |
| 主力艦 | 二九六、二〇〇 | 三三三、八〇〇 | 三三三、〇〇〇 | 一八八、九三三 | 八六、三三七 |
| 航空母艦 | 六八、八七〇 | 九一、五〇〇 | 一一三、五〇〇 | 三三、二四六 | 〇 |

備考 伊國欄 () 内は建造中のもの

主要各國航空公表機材比較表

| 甲級巡洋艦 | 乙級巡洋艦 | 驅逐艦 | 潜水艦 | 制限外艦艇 | 特種艦船 |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|---------|---------|
| 一三三、一三〇 | 一三七、五五五 | 一五二、〇三二 | 八九、五三三 | 二八一、〇九三 | 五九、三三〇 |
| 三六、八〇〇 | 五五、〇〇〇 | 四二、五五〇 | 八〇、六八〇 | 七六、〇八三 | 八八、〇五〇 |
| 一五、六六六 | 一七〇、六六六 | 一八四、五七〇 | 六二、一三六 | 六三、八七二 | 一〇六、九九〇 |
| 一四、三三四 | 六四、三三七 | 七五、六〇〇 (七五、六〇〇) | 九七、八七五 | — | 二八、六四四 |
| 一〇、六六六 (一〇、〇〇〇) | 六四、三三七 (三、八六六) | 九〇、三三三 (一五、四九九) | 三三、八二六 (三二、八九四) | 一七、三三三 | 一一、九七七 |

| 飛行機 | 飛行機 | | 日 | 米 | 英 | 佛 | 伊 |
|-----|------------|-----------|---|-------------------------|------------|--------------|------------|
| | 總數 | 總馬力 | | | | | |
| 機 | (海)八〇二 | (陸)八八八 | — | (海)七六九 (陸)六八八 | (空)一、四三四 | (空)三、九八三 | (空)一、五〇七 |
| | (海)五九、四七〇 | (陸)八八、〇〇〇 | | | | | |
| 機 | (海)七七一、五五〇 | (陸)四九、八八〇 | — | (海)七七一、五五〇 (陸)四九、八八〇 | (空)七〇〇、三三三 | (空)一、三六七、八四二 | (空)八六六、八四七 |
| | (海)七七一、五五〇 | (陸)四九、八八〇 | | | | | |

| | | | |
|---|----|-----|-----|
| 機 | 馬力 | 八八〇 | 九七四 |
|---|----|-----|-----|

備考 帝國の航空兵力は目下整備中にして、現有勢力は本表より遙かに少数である。
本表は議會の協賛を得しも尙ほ未整備のものをも全部包含せしめた。

主要各國民間航空機數比較表 (昭和六年)

| | | | | | | |
|---|---|----|-------|----------|-------|-----|
| 機 | 名 | 日 | 米 | 英 | 佛 | 伊 |
| 數 | | 一五 | 九、八二八 | 八五(本國のみ) | 一、二三三 | 六四九 |

備考 民間航空機數は、正確を用し難きも概略を知る爲め茲に掲ぐ。

六 一般軍縮會議と列國の情勢

以上の様な次第で、今次の審府に於ける一般軍縮會議も急々開催された。然しながら、今世界列國の間には、此の會議に直接に、或は間接に、影響を及ぼすべき重大問題が多々ある。先づ第一に擧げなくてはならぬのは、英、佛、伊三國間の海軍

交渉である。倫敦會議に於ては、大洋組即ち日、英、米と、歐洲組即ち、英、佛、伊との、二つの組に分れて、先づ兵力量の協定を遂げんとしたのであるが、歐洲組は遂に妥協ならず、倫敦會議後に於ても、引續き交渉を行ふべきことを聲明して、倫敦條約第三編、即ち兵力量の協定に、參加しないことになつた。其の後交渉を始めたが、容易に妥協點を見出さず、米國はこれが促進を計り、日英もこれに協力したので、昨昭和六年三月一日、英、佛、伊、三國の假協定が、漸く成立するに至つた。この協定の内容に就ては、從來、佛、伊間の最大難關であつた比率の觀念には一切觸れることを避けて、未解決の儘將來に持ち越すこととして、佛、伊兩國海軍現有勢力維持主義の下に、單に、一九三六年末迄の造艦に關することを、取り極めたのであつた。此の協定に於て、今次の會議に關聯し、最も注意を要するは、主力艦に於て、華府條約の保有量を少しく超過し、且つ、佛の潜水艦保有量が、八萬噸以上になることである。次で三月下旬、此の協定を成文にする爲め、起草委員會を

會教に關係することとなり、日、米、は、「オブザーバー」として、立ち合ふこととなつたが、主として、一九三四年以降に於て、起工すべき新艦の建造量に就き、英、伊、兩國と佛國との間に、意見の一致を見ず、交渉は再び一時中止となつたのである。爾後佛、伊の建艦量に關しては、英、伊が相結んで佛を押へんとし、種々交渉を重ねて居るが、今尙何等具體的協定に達しない。佛、伊海軍力問題は、今次會議に最も重要な關係を有する次第であるが、未解決の儘残されて居る處より觀るも今次の會議が、前途如何になり行くや、俄に豫斷を許さざるものがある。次に、獨逸の賠償金問題、歐米各國間の戦債問題等は、當面の緊急問題として、關係各國間に軍縮會議と關聯して、如何に取扱はるゝや、これまた極めて重要な事柄である又滿洲問題にしても、未だ其の結末を見ず、加ふるに、最近勃發せる上海問題、これ等に對する聯盟の措置が、聯盟自體の眞價を、世界に疑はるゝ事態を惹起せし事は、周知のことであるが、延いては、この聯盟が果して、參加國六十有餘國を算し

陸海空の三軍に亘る歴大なる軍縮事業を、能く纏め得るや、否や、一抹の憂念なきを得ないのである。米國また、最近大統領を中心とせる、平和主義者と、海軍協會を中心とせる、大海軍論者との間に、建艦問題を繞りて、深刻激烈なる争を生じ、解決を見ず、統一を缺きたる情況の儘、この會議に臨み、其の少くとも海軍問題に關し、氣乗も薄き有様を觀取し得る次第である。

以上の如き情勢であるが、然し會議開催後各國は各々其代表者により自國主張の一端を披瀝せしめたが、今後如何なる態度を以て其立場を主張して行くか、種々様々のことが、豫想されるのである。以上を要約して申せば、紛糾せる列國政局の現状、利害を異にせる參加國の多數なること、軍縮の廣範圍に亘ること等は、會議の前途に多大の難關を豫想せしむると同時に、これが勢に乗じ、交邊に推移して行くか、遂に連勝を許さざるものがあるのである。

七 結 言

倫敦條約第二十三條に、「締約國は其の全部か締約國となるべき一層一般的なる、海軍々備制限協定に依り、別段の取り極めを爲さざる限り、本條約に代り、且つ本條約の目的を遂行する新條約を作為する爲め、一九三五年に、會議を開催す」といふ項目がある。此の「一層一般的なる軍備制限協定」とは、今次の會議の如きを示するもので、今次の會議さへ順當に成立すれば、一九三五年の會議は、開催しなくとも良いのである。また更に會議を開く等のことは、事實上非常なる困難を伴ふのである。即ち、本年協定が成立すれば、六十幾ヶ國が、全部批准を了し、實行に取り掛るには、如何にするも、來年即ち一九三三年にはなるであらう。

而して、僅々一二年を経過した一九三五年に、再び同一目的を以て、別個の會議を開く如きは、實際上不可能と見なければならぬ。故に一度帝國海軍が倫敦條約と

同様の兵力量を甘受しなければならぬ様になつたならば、一九三六年以降に於ても或は未來永劫、其の本來の主張を、實現するが如きことは、一つの夢想と化し去るべきは、火を瞭るよりも明かなることである。乃ち、帝國海軍としては、此の際あく迄、華府條約倫敦條約に拘はらず、本來の主張を強調すべきである。支那問題は帝國が公明なる信念の下に終始し、且つ皇軍の不撓不屈の努力に依り、滿洲事變に關しては、今や、正當なる結末に、近付かひとして居る。然れども國際聯盟、或は米國等の、其の誤れる認識に基因して、幾多の波瀾を生じ、殊に上海事件は今や憂慮さる可き状況にあることは、讀者知悉のところである。然かも、帝國が此の間、克く其の公明正大なる立場を、世界に向つて堂々披瀝し、嚴然として所信を貫徹し得るもの、其の一半の因は、背後に於ける、帝國海軍の嚴存に依ることを、見逃してはならぬ。

今や、少くとも、滿蒙の一角には世界各國人が等しく、盛化に潜し得べき、平和

堤が建設されしとしつゝある。帝國海軍があく迄、本来の主張を固持する其の所以も、正に茲にあるのである。(終)



